

令和5年1月27日 生活こども部消費生活課 消費者支援・防犯係

電話:027-226-2281 内線:2281

令和4年度 群馬県「霊感商法特別法律相談」の実施について

県では、下記のとおり霊感商法による消費者被害を救済するための「霊感商法特別法律相談」を 実施します。

なお、本事業は「地方消費者行政強化交付金」を活用して実施します。

記

- 1. 実施期間 令和5年2月1日(水)~3月15日(水)※土日、祝日を除く(予約制)
- 2. 対 象 県内在住者
- 3. 相談内容 霊感商法による消費者被害で、弁護士による法律相談を必要とするもの
- 4. 費 用 一人1回、2時間まで無料 (事件の処理を受任する場合などは別途弁護士費用がかかります。)
- 5. 申 込 先 消費者被害対策ぐんま弁護団(※)

T E L:027-372-9119 (事務局:弁護士法人龍馬)

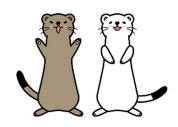
受付時間:土日、祝日を除く午前9時~午後6時



- 6. その他 (1)相談方法・場所等は申込受付後に調整します。
 - (2) 霊感商法に関する相談は、県内の各消費生活センターでも受け付けています。 消費者ホットライン「(局番なしの) 188 」にお電話いただくと、お住まいの 地域の消費生活センターをご案内します。

※消費者被害対策ぐんま弁護団

消費者被害の救済を図るために活動している弁護士(群馬弁護士会所属)の集まりです。



群馬県消費生活センター 消費者被害防止啓発キャラクター 「ジョー」と「オーコ」







